

# 緊急通報システムの利用について

## ＜利用に際しての注意事項＞

- 利用については、「協力員型」または「警備員型」のいずれかの利用となります。
- 原則として対象者は、「65歳以上の高齢者のみの世帯の方」や「障害者手帳をお持ちで、緊急の対応が必要と認められるひとり暮らしの方」となります。
- 月額550円を自己負担していただきます。
  - ※6ヶ月分をまとめて、委託業者が口座から引き落としさせていただきます。
  - ※請求のタイミングは、緊急通報システム業務開始日に起算いたします。
- ご自宅の合鍵を、協力員または委託業者に預ける必要があります。

**協力員型：**ご近所に原則2名以上の協力員（ボランティア）が必要です。

うち1名以上の協力員には、いざという時のために自宅の合鍵を預かってもらう必要があります。万一の際は、合鍵で自宅に入ってもらい、対象者の様子を確認していただくことがあります。

※協力員について、近所の方や家族等の関係性は問いません。ただし、包括職員やケアマネジャー等は除外とします。

※2名以上の協力員の確保が難しい場合はご相談ください。

**警備員型：**警備会社に合鍵を預ける必要があります。万一の際は、合鍵で自宅に入ってもらい、対象者の様子を確認していただくことがあります。

## ＜申請書類について＞

- ・富谷市緊急通報システム利用申請書
- ・富谷市緊急通報システム利用確約書
- ・利用者登録明細（両面）
- ・自動振込利用申込書

※申請様式については、窓口でのお渡しのほか、ホームページからのダウンロードが可能です。ただし、自動振込利用申込書については、ホームページへの掲載ができない様式のため、支援センター窓口でのお渡し、または他の申請書類の提出を確認後、ご郵送させていただきます。

**※緊急通報システムには、「協力員型」と「警備員型」の2種類があり、「警備員型」を利用される場合は、協力員の欄の記入は不要です。**

次ページにつづきます。

## <緊急通報システム利用までの流れ>

市の担当窓口（保健福祉総合支援センター）や地域包括支援センター、地区の民生委員等に緊急通報システムの利用について相談

※相談は必須ではありません。市のホームページから申請様式をダウンロードしての申請も可能です。



ご相談があった方については、市の担当者から申請希望者に利用の意向を確認し、申請書類を窓口でお渡し、ご来庁が難しい場合はご自宅に郵送いたします。

※書類の提出については、郵送または保健福祉総合支援センター窓口へご提出ください。



申請により取り付けが決定したら、市の担当者から申請者にご連絡し、決定通知を送付いたします。



業者が自宅にお伺いし、取り付けと説明を行います。  
※原則、市の職員の立ち合いは行いません。



- サービスの開始
- 利用者負担金の支払開始

### 【問い合わせ先】

富谷市保健福祉総合支援センター

電話：022-348-1138